



※ 初めて防火管理者になられた方へ お知らせ

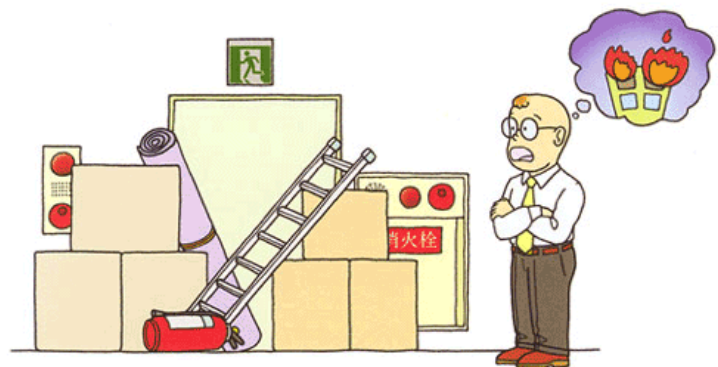
◆ 防火管理制度とは？

過去の火災の多くは、ちょっとした不注意や防火に対する意識の低さから発生しており、さらに防災設備の不備や火災発生時の初期対応の遅れによって被害が拡大しています。

「自分のところは大丈夫」と思っている、現在の社会情勢を考えれば「火災はどんなところにも起きる。」と言えます。

そこで、日頃から火の元の管理に気を配り、消火設備や避難設備などを有効に活用できるように維持し、また消防訓練を行うことが必要となってきます。

このように、火災の発生を防止し、かつ、万一火災が発生したときは、被害を最小限にとどめるために必要な対策を立て、実践することを「防火管理」と言います。



◆ 管理権原者の責任

- 1 防火管理上必要な業務を実施させ、指導監督をする。
- 2 防火管理者を定める。
- 3 消防長、消防署長への防火管理者の選任または解任の届出をする。
- 4 防火対象物の管理について権原が分かれている場合、建物全体についての統括防火管理者を協議して定め、防火管理上必要な業務を行わせる。

◆ 防火管理者が必要な建物は？

- 1 老人短期入所施設、養護老人ホームなど火災発生時に自力で避難することが困難な人が入所する社会福祉施設及びこれらの施設を含む複合用途防火対象物で、建物全体の収容人員が10人以上のもの
- 2 劇場、映画館、飲食店、百貨店、ホテル、旅館、病院、地下街など不特定多数の人が出入する建物で、建物全体の収容人員が30人以上のもの
- 3 事務所、学校、工場、マンションなどで建物全体の収容人員が50人以上のもの
- 4 一定規模以上の新築工事中の建築物等で収容人員が50人以上のもの

◆ 防火管理者を選任しなければならない人は？

建物、テナントの所有者、管理者、占有者などの管理権原者が防火管理者を選任しなければなりません。
法人の場合は、代表取締役等、又はこれらの人から職務命令等により管理を委任された人をいいます。

◆ 防火管理者の仕事とは？

- 1 消防計画の作成・届出(防火管理者となる建物を管轄する消防署へ)
- 2 防火責任者、火元責任者などに対する指示
- 3 消防用設備等(特殊消防用設備等)の点検整備
- 4 消防訓練の定期的な実施
- 5 火気の使用又は取扱いの監督
- 6 避難又は防火上必要な構造、設備等の維持管理
- 7 収容人員の管理



◆ 統括防火管理制度とは？

1つの建物に複数の事業所が混在し、それぞれの管理権原が分かれている場合、火災等の災害時の混乱と惨事を防止するため、統括防火管理者を協議して定め、建物全体についての消防計画、消防訓練の実施、避難施設等の管理等、建物を一体的に防火管理することをいいます。

そこで、統括防火管理を必要とする建物とは、次のいずれかに該当するもので、管理について権原が分かれているものをいいます。

- 高層建築物(高さ31mを超える建築物)
- 地下街
- 準地下街
- 老人短期入所施設、養護老人ホームなど火災発生時に自力で避難することが困難な人が入所する社会福祉施設及びこれらの施設を含む複合用途防火対象物のうち、地階を除く階数が3以上で、かつ、収容人員が10人以上のもの
- 劇場、映画館、飲食店、百貨店、ホテル、旅館、病院など不特定多数の人が出入する建物のうち、地階を除く階数が3以上で、かつ、収容人員が30人以上のもの
- 消防法施行令別表第1(16)項口の防火対象物のうち、地階を除く階数が5以上で、かつ、収容人員が50人以上のもの